

○久万高原町工事中間前金払制度取扱要綱

平成25年3月26日

告示第21号

(目的及び実施時期)

- 1 久万高原町長(以下「甲」という。)は、久万高原町建設工事請負業者(以下「乙」という。)の資金調達の円滑化を図ることで、工事の適正な履行を確保することを目的とし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第2項の規定により中間前金払制度を実施する。

(対象工事)

- 2 中間前金払の対象となる建設工事(以下「工事」という。)の請負契約は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
  - (1) 請負代金額が1000万円以上であること。
  - (2) 既に前金払を受けていること。
  - (3) 工期の2分の1を経過していること。
  - (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
  - (5) 既に行われた工事に係る作業に要する経費が当該工事の請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の金額)

- 3 中間前金払の金額は、請負代金の額の10分の2以内とし、前金払及び中間前金払の額の合計額が請負代金の額の10分の6を超えてはならない。この場合における請負代金の額は、中間前金払を受けようとする者が次号に規定する申請を行ったときに既に締結している工事請負契約の金額とする。
  - (1) 継続費又は債務負担行為による工事請負契約の中間前金払の金額は、各会計年度の出来高予定額の10分の2以内とし、前金払及び中間前金払の額の合計額が当該会計年度の出来高予定額の10分の6を超えてはならない。

(中間前金払の申請)

- 4 中間前金払の支払を申請する者は、工事請負代金一部前払額決定申請書(久万高原町建設工事執行規則(平成16年久万高原町規則第102号)様式第7号)を及び工事履行報告書(第1号様式)等必要な書類を添えて甲に提出しなければならない。

(中間前金払の認定)

- 5 甲は、工事履行報告書により、当該工事について第2号の要件を満たしているかどうか中間前金払認定調書(第2号様式)により乙に通知する。

(中間前金払の支払請求)

6 前号により中間前金払をすることができる要件を満たしていると認定を受けた者は、前払保証事業会社が発行する保証証書を添えて中間前金払認定請求書(第3号様式)を甲に提出しなければならない。

(1) 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書及び保証証書を受けとった日から20日以内に中間前金払を乙に支払うものとする。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

## 工事履行報告書 (中間前金払用)

工事番号					
工事名					
工事場所					
工期	着工	年	月	日	
	完成	年	月	日	
請代金額					
工種	構成比	予定工程	実施工程	出来高金額	備考
	%	%	%	円	
小計	100.0%				
消費税及び地方消費税					
合計金額					
(記事欄)					
年 月 日					

受注者 \_\_\_\_\_ ④

注 実施工程は50%以上、出来高金額計は請負代金額の2分の1以上であること。

## 中間前金払認定調書

契約の相手方	
工事番号	
工事名	
工事場所	
契約年月日	
工期	着工 完成
	年 月 日 年 月 日
請負代金額	
摘要	
<p>上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>久万高原町長 高野 宗城 ⑩</p>	

中 間 前 金 払 認 定 請 求 書

年 月 日

久万高原町長 高 野 宗 城 様

住所  
(受注者) 氏 名 印

下記の工事について、中間前金払の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	
工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
請 負 代 金 額	